

【1】概要

- 試行的な国内排出量取引を実施する制度
- 環境省が2005年度から開始
- 自主的に温室効果ガスの削減目標を立てて排出削減を行う企業を対象

【2】特徴

- 自ら定めた温室効果ガスの排出削減目標を達成しようとする企業に対し、補助金を交付することで経済的インセンティブを与える
- 当該企業が自らの排出削減だけでなく排出枠の取引を活用することにより削減目標を達成することができる